

『資格取得支援金制度』

埼玉
土建

2016年度
限定企画

39キャンペーン申請受付開始!

7月1日より

【制度の目的】

建設産業における若年労働者不足の課題の中で、子育て世代の負担の軽減および若い世代への支援を拡充することで、組合として優良技能者を育成し現場での労働災害の減少を図ることを目的とした支援制度です。

【制度の内容】

技術研修センターが実施している技能講習・特別教育等の資格を取得後、受講時の年齢が「39歳以下」の仲間に対して、支援金申請により支給する。

注) 受講申請手続きの際は、規定の受講料を負担

対象講習は、なんと22種類!



**39歳以下なら
この制度
活用しない手はない!**

【主な支援金額】

- 1) 受講料が 10,000 円以上の場合 → 5,000 円を支給
- 2) 受講料が 5,000 円以上 10,000 円未満の場合 → 3,000 円を支給
- 3) 受講料が 5,000 円未満の場合 → 1,000 円を支給

※ 若年労働者支援 (24 歳以下) の該当講習については、2,000 円値引き受講料が基準

講習ごとの詳細な支給金額は、支部へご確認ください。

【申請対象の講習実施期間】

2016 年 4 月 1 日 ~ 2017 年 3 月 31 日

※ 2016 年 4 月 1 日 ~ 6 月末までに実施した講習も申請できます

【申請受付期間】

2016 年 7 月 1 日 ~ 2018 年 3 月 31 日

① 受講申請時
支部窓口にて受講申請の際に、規定の受講料を納入

② 講習修了
申請した講習を受講し修了証を受領

③ 支給申請
資格取得後、修了証を持って支部で申請手続き (事業所で受講料を負担している場合は、事業所関係者による申請が可能)

④ 支援金支給
支部から本人又は事業所へ支援金を支給
※ 原則 25 日めの翌月支給

手続きの流れはこちらね!



職業訓練法人 埼玉土建技術研修センター